

2012 年 4 月 3 日

総務省・デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会への追加意見

財団法人全日本ろうあ連盟

字幕、手話、そして解説放送はNHK、民放いずれも可能な範囲で最大限に努力して頂き、今後についても前向きの姿勢を示して頂いているものと理解しています。

字幕の義務化、手話放送の努力義務化については、字幕オペレーター人員の確保困難、地方放送局も含めたコストの問題、正確さの担保、手話放送のオン・オフ化ができないこと、緊急時の場合は放送の継続そのものが課題などの課題に整理されていると思います。

私たちは、まず、障害者権利条約の批准を前提に、改正障害者基本法（第 22 条、情報の利用におけるバリアフリー化等）に基づいた施策を推進していくことが重要であるという立場から、総務省と放送局で、現在の「視聴できない階層が存在する放送」は不完全なものであることを認識し、「だれもが視聴できる放送」にしていくことを確認して頂きたいと思います。その姿勢に基づき、字幕の目標設定の拡大と手話放送の普及目標追加をぜひ入れて頂きたいと思います。

「だれもが視聴出来る放送」にするためのコストをどうするのか、総務省でコスト負担の軽減措置あるいは負荷の平準化による施策を行うことなど、前向きに取り組んで下さい。そして平成 29 年度以降の字幕・手話放送の義務化への検討もぜひ入れて下さい。

二番目に、NHK、民放の放送会社全体での取り組みが重要になっているところですが、同時に、放送会社だけで解決しようとするのではなく、字幕制作に関わる各地の聴覚障害者情報提供施設、要約筆記活動団体、あるいは業者等、他の様々な資源との連携を図っていくことが必要であると考えます。そのためには総務省の施策推進への積極的な姿勢も重要です。その考えから、CS 障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」との連携について、手話のオン・オフの実用化がまだまだ先の話であり、手話放送の場面が極めて限定されたものになっている以上、当面、「目で聴くテレビ」は放送局の補完放送を行うことができる唯一のものと位置づけ、具体的な取り組み方法として下記のことを報告書に入れて頂きたいと思います。

①「目で聴くテレビ」が、放送局の番組に字幕、手話、解説音声をつけて放送した時間を放送局の放送時間としてカウントして下さい。

そのため、放送局は「目で聴くテレビ」と連携して字幕、手話、解説音声放送時間を増やすために努力することと、

②補完放送として「目で聴くテレビ」が放送する経費は、放送局と政府で負担するものとして下さい。

「補完放送」とは、本来は放送局がやるべきことであり、そのための課題が解決するま

での補完として考えています。

なお、「目で聴くテレビ」の手話放送は、リアルタイム字幕・手話付加放送の実績があり、手話については、社会福祉法人手話研修センター・手話研究所と協力して進められており、字幕については、最新システムを開発しており、プロオペレーターの養成も NICT の支援で系統的に行っています。また、通信回線を整えており放送局との連携は可能です。

三番目に、手話のオン・オフの実用化に向け、下記ことを検討して下さい。

- ①放送電波に限定せず、通信網も活用することで、手話放送に必要な動画のオン・オフの実現ができるのではないかと思います。具体的には、NHKが提唱されているハイブリッドキャストを標準規格化し、民放もこの方式を導入することは難しいのでしょうか？

<http://www.nhk.or.jp/str1/vision1/r2-1-1.htm>

また、NHKにおいてはこのハイブリッドキャストについて、実用化及び標準規格に向けてどう取り組みを進めているのか、ロードマップがあるようでしたらご教示下さい。

- ②報告書には、次のことを盛り込んで下さい。

「今後ますますの加速化が期待されている世界的な通信と放送の融合の流れの中で、手話放送のオン・オフの実現ももはや技術的に『絶対不可能』とは言えなくなってきました。今後、国(総務省)、NHKや民放、通信業界、産業界、障害当事者、手話通訳者等の関係者をも巻き込んで、放送と通信の融合による手話放送のオン・オフの実現に向けた勉強会および調査研究等に着手します。」